

入札説明書

「令和7年度健康診断業務に関する請負（単価契約）」に係る入札公告（令和7年10月7日付）に基づく入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等 支出負担行為担当官 九州運輸局長 日向 弘基

2. 調達内容

(1) 件名 令和7年度健康診断業務に関する請負（単価契約）

(2) 件名の特質等 別添仕様書のとおり

(3) 納入期限 別添仕様書のとおり

(4) 納入場所 別添仕様書のとおり

(5) 入札方法

① 本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に変えるものとする。

② 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、入札者は、納入に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積るものとする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

(1) 次の者は、競争に参加する資格を有さない。

① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者。

③ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者。

（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

(ア) 契約履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、または物件の品質、若しくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者。

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(エ) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

(2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」「B」「C」の等級のいずれかに格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

4. 入札説明書又は仕様書に対する質問

(1) この入札説明書又は仕様書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間 令和7年10月7日（火）から令和7年10月15日（水）まで（閉庁日を除く）
9時00分から17時00分まで。

②提出先 〒812-0013
福岡市博多区博多駅東2-11-1
九州運輸局総務部会計課調度係
TEL 092-472-2314

③提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、九州運輸局長の承認を得た場合は、紙を提出場所へ提出すること。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、令和7年10月15日（水）までに原則として質問者のみに回答するが、内容に応じて当局の判断により質問者以外にも随時連絡する場合がある。

5. 入札及び開札

(1) 入札参加申請

① 入札に参加する者は、仕様書等の契約担当官等が示す図書及び現場等を熟覧し、九州運輸局競争契約入札心得を承諾のうえ、「**一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）**」を電子調達システムを用いて、令和7年10月15日（水）16時00分までに提出すること。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、「**一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）**」及び「**紙入札方式参加願（様式2）**」を4の場所に、令和7年10月15日（水）16時00分までに持参または郵送し、発注者は資格の審査を行った上、一般競争参加資格確認通知書により、資格の有無を通知することとし、有資格者については紙入札により本件入札への参加を認めることとする。

② 電子くじについて

電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000~999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

③ 入札参加申請書、紙入札参加願には、下記の書類を添付すること。

(ア) 競争参加資格格付けを証明する書類「**資格審査結果通知書（全省庁統一資格）**」。

なお、証明書提出期限に有資格者名簿への登録手続中であり、当該認定が行われていない者にあつては、開札の時までに「**資格審査結果通知書（写）**」を提出すること。

(イ) 電子調達システムによる入札の場合は、予め当該入札に使用する電子証明書を限定し、「**確認書（様式3）**」及び**電子証明書の写し**を提出すること。

なお、当該入札において、予め限定した電子証明書以外を使用した場合は無効となる為、

注意すること。

(ウ) 電子調達システムによる入札者において、入札参加申請を提出する者が代理人である場合においては、「**期間委任状（様式4）**」及び受任者の**電子証明書の企業情報登録画面**を印刷したもの。ただし、紙入札方式による入札者において、代理人が入札する場合においては、「**都度委任状（様式5）**」を提出することとする。

④ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

⑤ 入札参加者は、入札手続きの開始以降、使用していた電子証明書について、電子証明書発行機関の電子証明書の利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他の電子証明書に変更しようとするときは、発注者に「**電子証明書変更承諾申請書（様式6）**」を提出するものとする。この場合において、「**電子証明書変更承諾申請書（様式6）**」には、変更後の電子証明書の企業情報登録画面を印刷したものを添付することとする。

なお、発注者は、変更後の電子証明書に関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾するものとする。

⑥ 発注者は、電子入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合には、当該電子入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができる。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。

⑦ 入札参加申請書を提出した者は、開札の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。

⑧ 支出負担行為担当官は、**令和7年10月16日（木）12時00分**までに証明書等の審査結果通知を行うものとする。

⑨ 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求められることができる。

(ア) 提出期限 **令和7年10月21日（火）12時00分**

(イ) 提出先 4.(1)に同じ

(ウ) 提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、九州運輸局長の承認を得た場合は、紙を提出場所へ提出すること。

⑩ 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、**令和7年10月22日（水）**までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

(2) 入札書の提出方法

① 電子調達システムによる入札の場合は、当該システムの所定の方法により締切までに提出すること。

② 電子調達システムによる入札の場合、入札締切予定時間になっても入札書が電子調達サーバーに未到着であり、かつ電子入札参加者から連絡がない場合は、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。

③ 紙による入札の場合は、**入札書（様式7、様式7-2）**を作成し、封筒に入れ封かんし、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称及び商号）等を記入し、持参すること。

④ 紙による入札の場合は、**入札書（様式7）**の記名押印は本人のものとし、代理人の場合は代理人のものとする。また、入札書の押印を省略する場合は、その旨を明示し、かつ、入札書

の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

- ⑤ 郵送による場合については、作成された**入札書（様式7、様式7-2）**を同封し、包装の表に「入札書在中」の旨を朱書きし、入札件名及び入札日時を記載した上で、支出負担行為担当官 九州運輸局長宛（親展）に書留郵便又は配達記録をした信書便にて提出するものとする。

（3）入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者及び電子調達システムを利用するための旧電子入札システムの電子証明書を不正に使用した者の提出した入札書並びに以下の各号により提出された入札書は無効とする。

- （ア） 入札提出期限後に到達した入札
- （イ） 委任状を提出しない代理人のした入札
- （ウ） 記名（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない入札）
- （エ） 金額を訂正した入札
- （オ） 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- （カ） 明らかに連合によると認められる入札
- （キ） その他入札に関する条件に違反した入札

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（5）入札書の提出期限

- ① 電子調達システムによる入札の締切りは、**令和7年10月27日（月）16時00分**とする。
- ② 紙による入札の場合は、**令和7年10月27日（月）16時00分**までに持参すること。ただし郵送による場合は**令和7年10月27日（月）16時00分**必着とする。

（6）開 札

- ① 電子入札による参加者は、電子調達システムの入札書受付締切日時までに入札書の提出を行わなければならないものとし、提出した入札書の引換え、変更または取り消しをすることはできない。
- ② 開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ③ 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ⑤ 紙入札方式による入札者は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑥ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子調達システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子調達システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は、当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。

ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

なお、入札執行回数は、原則として2回以内とする。

6. その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
- ① 本入札説明書に従い、入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、当該落札となるべき同価格の入札を行った入札者の氏名、くじにより落札者を決定する旨及び入札金額を通知し、また、開札場において上記の事項を公表し、以下のとおり行うものとする。
- (ア) 同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。
- (イ) 同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合
電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が「紙入札方式参加願(様式2)」に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。
- (ウ) 同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合
その場で紙くじ(又は電子くじ)を実施(その者が開札に立ち会わなかった場合は、上記5.(6)②の職員)のうえ落札者を決定するものとする。
- (3) 電子調達システムにて入札書の内訳を提出する場合においては、下記に示すアプリケーションを用いて作成すること。ただし、その容量が10MBを超える場合にあっては、紙により作成し、入札の締切りまでに上記4.に示す場所まで郵送又は持参すること。(上記5.(1)③に示す書類についても同様に、上記5.(1)④の入札参加申請書提出期限までに郵送又は持参すること。)
- ア Microsoft Word (Word 2013 型式以下のもの)
- イ Microsoft Excel (Excel 2013 型式以下のもの)
- ウ PDF ファイル (Acrobat9.0 以下型式以下のもの)
- エ 画像ファイル (JPEG 型式 GIF 型式)
- (4) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案3通に記名押印し、更に契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手

方に送付するものとする。

- ④ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 支払条件

支払については、納入検査終了後、供給者の請求により支払うこととし、請求書を受理した日から30日以内に銀行振込みにより代金を支払うものとする。

(6) 異義の申し立て

入札をした者は、入札後、契約書案、図面、仕様書及び現場等についての不明を理由として異義を申し立てることはできない。

- (7) 入札希望者／契約者は『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう務めること。